

改正

平成28年3月30日規則第14号

平成28年12月27日規則第50号

平成31年3月28日規則第18号

令和2年9月7日規則第46号

鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例（平成25年鴻巣市条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(超重症心身障害児)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める超重症心身障害児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 20歳未満の者

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者（肢体不自由に係る障害の程度が1級又は2級に該当するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）による療育手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が（（A））又はAに該当するもの

イ 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長が、障害の程度について最重度又は重度と判定した者

(3) 人工呼吸器管理等が必要となる者で、別表に掲げる項目の点数の合計が25点以上のもの
(申請)

第3条 在宅重度心身障害者手当（以下「手当」という。）の支給を受けようとする者は、鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、条例第2条に規定する対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に当該対象者を保護しているものをいう。以下同じ。）が代わって申請を行うことができる。

(1) 未成年であるとき。

(2) 本人の意思で申請行為ができないとき。

(決定及び所得の審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに支給の可否を決定し、鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給・却下決定通知書（様式第2号）により申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により手当の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）について、所得の審査を毎年度行い、その結果を鴻巣市在宅重度心身障害者手当所得審査結果通知書（様式第3号）により受給者に通知するものとする。

(届出)

第5条 条例第8条第2項による届出は、鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届（様式第4号）による。

2 受給者又はその保護者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給変更届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(受給資格喪失の通知)

第6条 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失通知書（様式第6号）により当該受給者であった者に通知する。ただし、受給資格喪失の理由が死亡の場合にあっては、この限りでない。

(額の改定)

第7条 市長は、前条第2項の規定による届出等により、手当の額を改定すべきと認めたときは、鴻巣市在宅重度心身障害者手当額改定通知書（様式第7号）により、受給者に通知するものとする。

(支給時期)

第8条 手当は、毎年9月及び3月に、それぞれの当月までの分を支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則の廃止)

2 鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則（昭和54年鴻巣市規則第23号）は、廃止する。

附 則（平成28年3月30日規則第14号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行の日前にされた申請に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月27日規則第50号）

(施行期日)

1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年3月28日規則第18号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年9月7日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	点数
1 レスピレーター管理	10点
2 気管内挿管・気管切開	8点
3 鼻咽頭エアウェイ	5点
4 O ₂ 吸入又はS p O ₂ 290%以下の状態が10%以上	5点
5 1回/時間以上頻回の吸引	8点
6回/日以上頻回の吸引	3点
6 ネブライザー 6回/日以上又は継続使用	3点
7 I V H	10点

8	経口摂取（全介助） 経管（経鼻・胃ろうを含む。）	3点 5点
9	腸ろう・腸管栄養 持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）	8点 3点
10	体位変換 6回／日以上	3点
11	定期導尿（3回／日以上）	5点
12	人工肛門	5点
13	手術・服薬にても改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を 3回／日以上	3点
14	継続する透析（腹膜かん流を含む。）	10点

備考

- 1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAP等は、レスピレーター管理に含む。
- 2 8及び9は、経口摂取、経管又は腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択する。
- 3 人工ぼうこうは、定期導尿に含む。

様式第1号 (第3条関係)
 様式第1号 (第3条関係)

鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給申請書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

住所
 申請者 氏名
 電話番号

次のとおり在宅重度心身障害者手当の支給を受けたいので、申請します。
 また、受給資格確認のため、住民基本台帳及び市・県民税課税台帳の情報を使用することに同意します。

受給者署名又は記名押印 印

障害者	住 所				
	個 人 番 号				
	氏 名			性 別 男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日	年 齡	歳	
	障 害 の 状 況	身体障害者手帳	身体障害者等級表による級別 級 第1種 ・ 第2種 手帳交付日 年 月 日		
		療育手帳	障害の程度(総合判定) Ⓐ ・ A ・ B ・ C 手帳交付日 年 月 日		
		精神障害者保健福祉手帳	障害等級 級 有効期限 年 月 日 手帳交付日 年 月 日		
施 設 入 所	在 宅 ・ 入 所 (施設名)				
世帯主	氏 名			性 別 男 ・ 女	
	生 年 月 日	年 月 日	障害者との続柄		
振込先	金融機関名			支 店 名	
	口座番号			フリガナ	
	預金種別	普通 ・ 当座		口座名義	
備 考					

鴻巣市在宅重度心身障害者手当支給・却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



年 月 日付けで申請のあった在宅重度心身障害者手当の支給について、
次のとおり決定したので通知します。

1 支給

支給開始年月日 年 月 日
手当額 月額 円

2 却下

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は、鴻巣市長となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

鴻巣市在宅重度心身障害者手当所得審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



あなたの 年の所得について審査を行ったところ、結果は次のようになりましたので、通知します。

なお、次回の所得審査は、 年 月に行います。

1 審査結果

支給開始又は支給継続(市民税非課税) ・ 支給停止(市民税課税)

2 適用期間

年 月 ~ 年 月

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は、鴻巣市長となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第4号 (第5条関係)
様式第4号 (第5条関係)

鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

届出者 住所
氏名

在宅重度心身障害者手当の受給資格がなくなりましたので届け出ます。

受給者	住所						
	個人番号	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	┆┆┆┆┆┆	
	氏名				生年月日	年 月 日	
理由							
理由が発生した日		年 月 日					

様式第5号(第5条関係)
様式第5号(第5条関係)

鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給変更届

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

届出者 住所
氏名

在宅重度心身障害者手当の申請内容に変更がありましたので届け出ます。

受給者	住所						
	個人番号	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
	氏名				生年月日	年 月 日	
変更内容							
変更が発生した日		年 月 日					

鴻巣市在宅重度心身障害者手当受給資格喪失通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



次のとおり在宅重度心身障害者手当の受給資格がなくなったので通知します。

氏 名	
住 所	
受給資格喪失の理由	
受給資格喪失日	年 月 日

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6
か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は、鴻巣市長となり
ます。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して6か月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過すると処分
の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったこと
を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの
訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以
内に提起することができます。

鴻巣市在宅重度心身障害者手当額改定通知書

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



在宅重度心身障害者手当の額について、次のとおり改定しましたので通知します。

- 1 改定後の手当月額 円
- 2 改定年月 年 月から
- 3 改定(増額・減額)の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鴻巣市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鴻巣市を被告として(訴訟において鴻巣市を代表する者は、鴻巣市長となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。